

令和8年熊本地震で被災された方へ

国民健康保険・後期高齢者医療の医療費（自己負担金）や 介護保険の利用料が免除されます

被災された方のうち、免除の要件に該当する方は、医療機関や介護サービス事業所等に支払う自己負担金が免除されます。

免除の要件

災害救助法の適用市町村に住所があり、以下(1)から(5)のいずれかの要件を満たしている方

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【免除の要件（1）に該当】

罹災証明書（半壊以上）

申請不要 → 免除証明書を交付

【免除の要件（2）～（5）に該当】

主たる生計維持者が
死亡・重篤な傷病・行方不明
業務の廃止・休止、失職など

申請が必要 → 審査後に免除証明書を交付

【医療保険】医療機関等を受診するときの流れ

免除証明書

+

マイナ保険証 または 資格確認書等

→

医療費の自己負担金免除

【介護保険】介護サービスを利用するときの流れ

免除証明書

+

介護保険被保険者証等

→

利用料の免除

免除の対象

令和8年7月28日から令和8年11月30日までの診療、調剤、訪問看護、介護サービス

※【医療保険】入院時の食費、居住費などは免除対象とはなりません。

※【介護保険】施設入所時の食費、居住費などは免除対象とはなりません。

申請が必要な方

要件（2）～（5）に該当する方は、申請をして免除証明書の交付を受けてください。

◆申請に必要なもの

- ☐ 【医療保険】マイナ保険証 または 資格確認書等 / 【介護保険】被保険者証
- ☐ 申請者の身分確認書類（顔写真付き1点、顔写真なし2点）
- ☐ 要件（2）～（5）を示す公的な証明書等
- ※ 別世帯の方が代理で申請する場合、委任状が必要

免除の要件(1)に該当する方への免除証明書の交付について（**申請不要**）

国民健康保険被保険者：令和8年9月末までに免除証明書を郵送予定

後期高齢者医療被保険者：令和8年11月末までに免除証明書を郵送予定

介護保険被保険者：令和8年9月末までに免除証明書を郵送予定

お問い合わせ：【医療保険】芦北町役場 住民生活課 医療年金係 TEL 0966-83-9664

【介護保険】芦北町役場 住民生活課 介護保険係 TEL 0966-83-9669